

株式会社日本証券クリアリング機構におけるクロスマージン制度導入に伴う
当社関連諸規則の一部改正について

目次

(ページ)

1. 清算・決済規程の一部改正新旧対照表	1
2. 受託契約準則の一部改正新旧対照表	3
3. 先物・オプション取引口座設定約諾書の一部改正新旧対照表	6
4. 先物・オプション取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則の一部改正新旧対照表	10
5. 清算・決済規程施行規則の一部改正新旧対照表	11

清算・決済規程の一部改正新旧対照表

新	旧
(用語の意義)	(用語の意義)
第2条 (略)	第2条 (略)
2~7 (略)	2~7 (略)
<u>8 この規程において使用するクロスマージンに 係る用語の意義は、この規程に別に定める場合 を除き、株式会社日本証券クリアリング機構（以 下「クリアリング機構」という。）の業務方法 書において定めるところによるものとする。</u>	(新設)
(金融商品債務引受業等を行う者の指定等)	(金融商品債務引受業等を行う者の指定等)
第3条 本所は、本所の市場において成立した市 場デリバティブ取引に関し、金融商品債務引受 業等を行わせる金融商品取引清算機関として、 <u>クリアリング機構</u> を指定する。	第3条 本所は、本所の市場において成立した市 場デリバティブ取引に関し、金融商品債務引受 業等を行わせる金融商品取引清算機関として、 <u>株式会社日本証券クリアリング機構</u> （以下「ク リアリング機構」という。）を指定する。
第3章 非清算参加者と清算参加者と の間の決済	第3章 非清算参加者と清算参加者と の間の決済
第1節 (略)	第1節 (略)
<u>第1節の2 クロスマージン制度</u>	(新設)
(クロスマージンの申請に係る申込み等)	
<u>第4条の13 国債先物等非清算参加者は、当 該国債先物等非清算参加者がクロスマージ ン利用者である場合で、自己の計算による国 債証券先物取引に係る建玉の全部又は一部 についてクロスマージン制度の対象としよ うとするときは、本所の定めるところによ り、指定国債先物等清算参加者に、当該指定 国債先物等清算参加者が定める日時までに、 自己の計算による国債証券先物取引に係る</u>	(新設)

建玉について、クロスマージン制度の対象とするための申請に係る申込みを行うことができる。

- 2 国債先物等非清算参加者は、当該国債先物等非清算参加者の顧客がクロスマージン利用者である場合で、当該国債先物等非清算参加者が当該顧客からクロスマージン申請に係る申込みを受領したときは、本所の定めるところにより、指定国債先物等清算参加者に、当該指定国債先物等清算参加者が定める日時までに、当該顧客の計算による国債証券先物取引に係る建玉について、クロスマージン制度の対象とするための申請に係る申込みの取次ぎを行うことができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、クリアリング機構が定めるところにより、指定国債先物等清算参加者がクロスマージンの申請を行うことができない場合には、国債先物等非清算参加者は、クロスマージンの申請に係る申込み又は申込みの取次ぎを指定清算参加者に対して行うことができないものとする。

第1節の3 指数先物取引に係る決済

付 則

- 1 この改正規定は、平成27年9月24日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成27年9月24日に施行することが適当でないと本所が認める場合には、当該日以後の本所が定める日から施行する。

第1節の2 指数先物取引に係る決済

受託契約準則の一部改正新旧対照表

新	旧
第5章 顧客の決済等	第5章 顧客の決済等
第1節 (略)	第1節 (略)
<u>第1節の2 顧客のクロスマージン制度の利用</u>	(新設)
<u>(クロスマージンの申請に係る申込み)</u>	
<u>第14条の13 顧客は、顧客がクリアリング機構の業務方法書に定めるクロスマージン利用者である場合には、その計算による国債証券先物取引に係る建玉について、取引参加者に対してクロスマージンの申請に係る申込みを行うことができる。</u>	(新設)
<u>2 顧客は、取引参加者に対する前項の規定に基づく申込みを、当該申込みに係る建玉が当該顧客の計算による国債証券先物取引に係る建玉を超えないことを確認したうえで行うものとする。</u>	
<u>3 第1項の規定にかかわらず、クリアリング機構が定めるところにより、クロスマージン申請者がクロスマージンの申請を行うことができない場合には、当該クロスマージン申請者の顧客又は当該クロスマージン申請者を指定国債先物等清算参加者とする非清算参加者の顧客は、クロスマージンの申請に係る申込みを取引参加者に対して行うことができないものとする。</u>	
<u>第1節の3 指数先物取引に係る顧客の決済</u>	<u>第1節の2 指数先物取引に係る顧客の決済</u>
(顧客の決済不履行の場合の処置)	(顧客の決済不履行の場合の処置)
第33条 顧客が、所定の时限 (国債証券先物取	第33条 顧客が、所定の时限 (国債証券先物取

引に係るLarge取引にあっては、第14条の10に規定する取引参加者が必要と認めて指定する日時を含む。)までに、市場デリバティブ取引に係り取引参加者に差し入れるべき証拠金を差し入れない若しくは預託すべき証拠金を預託しない場合、支払うべき金銭若しくは買付けに係る取引代金を支払わない場合又は受渡決済に係る売付国債証券若しくは買付代金若しくは権利行使に係る決済代金若しくは引渡有価証券を取引参加者に交付しない場合には、当該取引参加者は、任意に、当該市場デリバティブ取引を決済するために、当該顧客の計算において、先物取引(クリアリング機構の業務方法書に定めるクロスマージン対象国債先物清算約定を除く。)に係る転売若しくは買戻し又は受渡決済若しくは最終決済、オプション取引に係る転売若しくは買戻し、権利行使又は有価証券の売付契約若しくは買付契約の締結（これらの委託を含む。）を行うことができる。この場合における取引代金は、法第45条の規定により顧客に契約締結時交付書面の交付を要しない場合又は金融商品取引業等に関する内閣府令第108条第7項の規定により取引残高報告書に平均単価を記載することができる場合には、本所が定めるところにより、平均単価に基づき算出することができる。

2 (略)

付 則

- 1 この改正規定は、平成27年9月24日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成27年9月24日に施行することが適当でないと本所が認める

引に係るLarge取引にあっては、第14条の10に規定する取引参加者が必要と認めて指定する日時を含む。)までに、市場デリバティブ取引に係り取引参加者に差し入れるべき証拠金を差し入れない若しくは預託すべき証拠金を預託しない場合、支払うべき金銭若しくは買付けに係る取引代金を支払わない場合又は受渡決済に係る売付国債証券若しくは買付代金若しくは権利行使に係る決済代金若しくは引渡有価証券を取引参加者に交付しない場合には、当該取引参加者は、任意に、当該市場デリバティブ取引を決済するために、当該顧客の計算において、先物取引に係る転売若しくは買戻し又は受渡決済若しくは最終決済、オプション取引に係る転売若しくは買戻し、権利行使又は有価証券の売付契約若しくは買付契約の締結（これらの委託を含む。）を行うことができる。この場合における取引代金は、法第45条の規定により顧客に契約締結時交付書面の交付を要しない場合又は金融商品取引業等に関する内閣府令第108条第7項の規定により取引残高報告書に平均単価を記載することができる場合には、本所が定めるところにより、平均単価に基づき算出することができる。

2 (略)

場合には、当該日以後の本所が定める日から施行する。

先物・オプション取引口座設定約諾書の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>私は、株式会社日本証券クリアリング機構（以下「クリアリング機構」という。）が金融商品取引清算機関として金融商品債務引受業を行う対象とする市場デリバティブ取引（通貨に係るものと除く。）（以下「先物・オプション取引」という。）の特徴、制度の仕組み等取引に関し、貴から受けた説明の内容を十分把握し、私の判断と責任において先物・オプション取引の委託を行います。つきましては、貴に先物・オプション取引口座を設定するに際し、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「法」という。）その他の法令、先物・オプション取引が行われる金融商品市場を開設する金融商品取引所（第10条第3項並びに第4項第1号及び第2号を除き、以下単に「金融商品取引所」という。）の定款、業務規程、受託契約準則、取引参加者規程、清算・決済規程、先物・オプション取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則（以下「証拠金規則」という。）、その他諸規則及び決定事項、クリアリング機構の業務方法書、<u>金利スワップ取引業務方法書</u>、先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則及び決定事項並びに慣行中、先物・オプション取引の条件に関連する条項に従うとともに、次の各条に掲げる事項を承諾し、これを証するため、この約諾書を差し入れます。なお、本約諾書における用語の意義は、金融商品取引所の定款、業務規程、受託契約準則及び先物・オプション取引に関するこれら諸規則に係る特例、取引参加者規程、清算・決済規程、証拠金規則並びにクリアリング機構の業務方法書及び先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則において定めるところに従います。</p>	<p>私は、株式会社日本証券クリアリング機構（以下「クリアリング機構」という。）が金融商品取引清算機関として金融商品債務引受業を行う対象とする市場デリバティブ取引（通貨に係るものと除く。）（以下「先物・オプション取引」という。）の特徴、制度の仕組み等取引に関し、貴から受けた説明の内容を十分把握し、私の判断と責任において先物・オプション取引の委託を行います。つきましては、貴に先物・オプション取引口座を設定するに際し、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「法」という。）その他の法令、先物・オプション取引が行われる金融商品市場を開設する金融商品取引所（第10条第4項並びに第5項第1号及び第2号を除き、以下単に「金融商品取引所」という。）の定款、業務規程、受託契約準則、取引参加者規程、清算・決済規程、先物・オプション取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則（以下「証拠金規則」という。）、その他諸規則及び決定事項、クリアリング機構の業務方法書、先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則及び決定事項並びに慣行中、先物・オプション取引の条件に関連する条項に従うとともに、次の各条に掲げる事項を承諾し、これを証するため、この約諾書を差し入れます。なお、本約諾書における用語の意義は、金融商品取引所の定款、業務規程、受託契約準則及び先物・オプション取引に関するこれら諸規則に係る特例、取引参加者規程、清算・決済規程、証拠金規則並びにクリアリング機構の業務方法書及び先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則において定めるところに従います。</p>

(期限の利益の喪失)

第11条 私について次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、貴社から通知、催告等がなくても貴 に対する先物・オプション取引に係る債務について当然期限の利益を失い、直ちに債務を弁済すること。

(1)～(6) (略)

(7) 私がクロスマージン利用者である場合で、私がクリアリング機構の金利スワップ取引業務方法書の定めにより、クリアリング機構から破綻等の認定を受けたとき。

(8) 私がクロスマージン利用者である場合で、クリアリング機構が定める金利スワップ取引業務方法書に従い締結した金利スワップ清算受託契約書の定めるところにより、期限前終了日において当該金利スワップ清算受託契約書に基づく清算委託取引が終了したとき。

2 (略)

(クロスマージン対象国債先物清算約定に係る権利義務関係の消滅)

第11条の2 私がクロスマージン利用者である場合において、私のクロスマージン対象国債先物清算約定に係る国債証券先物取引の委託に係る権利義務関係は、クリアリング機構の業務方法書が定める場合に当該業務方法書の定める範囲で、将来に向かって消滅することに異議のないこと。

(期限の利益を喪失した場合等における先物・オプション取引の転売又は買戻し等)

第12条 私が第11条第1項各号のいずれかに該当したときは、私が貴 に設定した先物・オプション取引口座を通じて処理されるすべての

(期限の利益の喪失)

第11条 私について次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、貴社から通知、催告等がなくても貴 に対する先物・オプション取引に係る債務について当然期限の利益を失い、直ちに債務を弁済すること。

(1)～(6) (略)

(新設)

(新設)

2 (略)

(新設)

(期限の利益を喪失した場合等における先物・オプション取引の転売又は買戻し等)

第12条 私が前条第1項各号のいずれかに該当したときは、私が貴 に設定した先物・オプション取引口座を通じて処理されるすべての先

先物・オプション取引（クロスマージン対象国債先物清算約定に係るものと除く。）につき、それを決済するために必要な転売若しくは買戻し、売付契約若しくは買付契約、最終決済、権利行使又は権利行使により成立する有価証券の売付け若しくは買付けに係る契約（これらの委託を含む。以下「転売又は買戻し等」という。）を、私の計算において貴方が任意に行うことには異議のないこと。

- 2 私が第11条第2項第1号に掲げる債務のうち、先物・オプション取引に係る債務について一部でも履行を遅滞したときは、当該先物・オプション取引が行われた金融商品取引所の規則により、当該遅滞に係る先物・オプション取引を決済するために必要な転売又は買戻し等を、私の計算において貴方が任意に行うことには異議のないこと。
- 3 私が第11条第2項各号のいずれかに該当したときは、貴の請求により、貴の指定する日時までに、私が貴に設定した先物・オプション取引口座を通じて処理されるすべての先物・オプション取引を決済するために必要な転売又は買戻し等を、貴に委託して行うこと（前項の規定により貴方が転売又は買戻し等を行う場合を除く。）。

4・5 (略)

6 第1項の規定にかかわらず、私がクロスマージン利用者である場合で、クリアリング機構の業務方法書の定めにより私のクロスマージン対象国債先物清算約定に係る国債証券先物取引の委託に係る権利義務関係が消滅するときには、当該清算約定に係る国債証券先物取引の整理について、クリアリング機構の業務方法書に定めるところに従うこと。

物・オプション取引につき、それを決済するために必要な転売若しくは買戻し、売付契約若しくは買付契約、最終決済、権利行使又は権利行使により成立する有価証券の売付け若しくは買付けに係る契約（これらの委託を含む。以下「転売又は買戻し等」という。）を、私の計算において貴方が任意に行うことには異議のないこと。

- 2 私が前条第2項第1号に掲げる債務のうち、先物・オプション取引に係る債務について一部でも履行を遅滞したときは、当該先物・オプション取引が行われた金融商品取引所の規則により、当該遅滞に係る先物・オプション取引を決済するために必要な転売又は買戻し等を、私の計算において貴方が任意に行うことには異議のないこと。
- 3 私が前条第2項各号のいずれかに該当したときは、貴の請求により、貴の指定する日時までに、私が貴に設定した先物・オプション取引口座を通じて処理されるすべての先物・オプション取引を決済するために必要な転売又は買戻し等を、貴に委託して行うこと（前項の規定により貴方が転売又は買戻し等を行う場合を除く。）。

4・5 (略)

(新設)

付 則

- 1 この改正規定は、平成27年9月24日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成27年9月24日に施行することが適当でないと本所が認める場合には、当該日以後の本所が定める日から施行する。

先物・オプション取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則の一部改正

新旧対照表

新	旧
<p>(建玉の移管)</p> <p>第14条 取引参加者は、自己の計算による未決済約定（取引最終日が到来した限月取引の取引最終日後における当該限月取引の未決済約定及びクロスマージン対象国債先物清算約定を除く。以下この節において同じ。）及び顧客の委託に基づく未決済約定について、他の取引参加者への引継ぎ（以下「建玉の移管」という。）を行うことができる。</p>	<p>(建玉の移管)</p> <p>第14条 取引参加者は、自己の計算による未決済約定（取引最終日が到来した限月取引の取引最終日後における当該限月取引の未決済約定を除く。以下この節において同じ。）及び顧客の委託に基づく未決済約定について、他の取引参加者への引継ぎ（以下「建玉の移管」という。）を行うことができる。</p>
<p>付 則</p> <p>1 この改正規定は、平成27年9月24日から施行する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成27年9月24日に施行することが適当でないと本所が認める場合には、当該日以後の本所が定める日から施行する。</p>	

清算・決済規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(クロスマージンの申請に係る申込みの取扱い)</p> <p><u>第4条 国債先物等非清算参加者は、規程第4条の13第1項に定めるクロスマージン制度の対象とするための申請に係る申込みを行う国債証券先物取引の建玉が、自己の計算による国債証券先物取引に係る建玉を超えないことを確認できた場合に限り、当該申込みを行うことができる。</u></p> <p><u>2 国債先物等非清算参加者は、規程第4条の13第2項に定めるクロスマージン制度の対象とするための申請に係る申込みを行う顧客の国債証券先物取引の建玉が、当該顧客の計算による国債証券先物取引に係る建玉を超えないことを確認できた場合に限り、当該申込みに係る取次ぎを行うことができる。</u></p>	
付 則	
<p>1 この改正規定は、平成27年9月24日から施行する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成27年9月24日に施行することが適当でないと本所が認める場合には、当該日以後の本所が定める日から施行する。</p>	